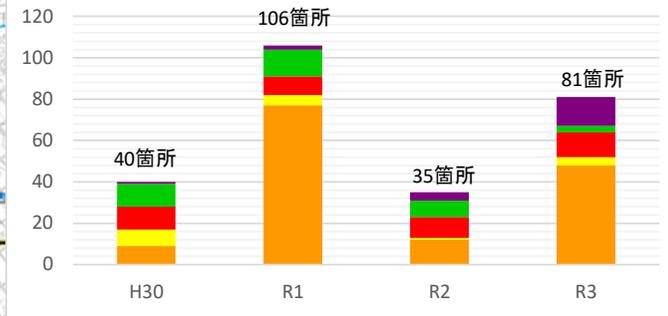


# 令和3年度 肝属川水系 不法投棄箇所

肝属川水系不法投棄箇所数(年度別)



肝属川20k000~21k000付近

多くの住宅や、公園、広い河川敷のある地域では、ペットボトルや家庭ゴミが非常に多く投棄されています。



申良川10k240(冷蔵庫)



肝属川19k380(家庭ゴミ)



高山川9k340(鉄製品)



申良川5k500(弁当殻)

家庭ゴミ	●	48
電気機器	●	4
粗大ゴミ	●	12
資材	●	3
その他	●	14
計		81

ゴミ集中！  
宮下橋付近



肝属川16k680(炊飯器)



肝属川14k600(3段ボックス)



高山川3k090(家庭ゴミ)



始良川5k320(洗面台上部)



ゴミ集中！高山川2k000~3k500付近



肝属川1k350(パケツ等)

川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます

- 河川法施行令第16条の4  
3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条  
5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金

# 川にゴミを捨てないで！

川をきれいにするために、地域のおおぜいの方々がさまざまな形で清掃活動などを行っています。ひとりひとりの心がけが、川をきれいにする大きな力となります。川にゴミを捨てないようにしましょう。

約1,500名が参加（平成25年度）



**鹿屋市肝属川クリーン作戦**  
(鹿屋市)



**肝属川河口海岸清掃**  
(水濁協)



**河川美化啓発  
イベントの開催**

約200名が参加（平成25年度）



**串良川クリーン作戦** (商工会議所) **始良川クリーン作戦** (河川愛護会)



**稚アユの放流**  
(漁協)